

平成16年(ワ)第16702号 損害賠償請求事件(第1事件)

原告 ○○○○外118名

被告 西東京市

平成17年(ワ)第10492号 損害賠償請求事件(第2事件)

原告 ○○○○外4名

被告 西東京市

## 準 備 書 面 (13)

2007年(平成19年)1月24日

東京地方裁判所 民事第7部 合B通係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 清 水 勉

弁護士 増 田 利 昭

弁護士 鈴 木 雅 人

弁護士 佐 渡 島 啓

弁護士 富 田 千 鶴

弁護士 関 口 正 人

弁護士 結 城 大 輔

## 1 はじめに

2006年（平成18年）11月30日、大阪高裁（以下「大阪高裁判決」という。）は、高裁レベルでは初めて原告勝訴（住民票コードの削除請求）の判決を言い渡した。

これまでの原告敗訴判決が、住民基本台帳法の条文の文字面や抽象的な公益性などを主な拠り所として住基ネットの合憲性ないし適法性を説明してきたのに対して、大阪高裁判決は、具体的な調査データ等を重視していること、地方自治体の実情を考慮しようとしていること、住民票コードが住基ネットを介して行政実務に与える影響などを真摯に検討していることなどの点に特徴がある。

## 2 プライバシーの権利

大阪高裁判決は、「現在それ（プライバシー権の内容）が明確になっていないからといって、自己情報コントロール権自体を認めるべきではないとは解されない。」

（47頁）とし、本人確認情報のプライバシー権性について、本人確認情報のうち4情報は「もともと秘匿性の高いものとはいえない」（48頁）が、「そうだからといって、直ちに本人確認情報が法的に保護されるべき人格的利益に当たらないと結論できるわけではない」（48頁）とし、「住民票コードが記載されたデータベースが作られた場合には、検索、名寄せのマスターキーとして利用できるものであるから、その秘匿の必要性は高度であるといえる」（49頁）、「一般的には秘匿の必要性の低い4情報や数字の羅列にすぎない住民票コードについても、その取扱い方によっては、情報主体たる個人の合理的期待に反してその私生活上の自由を脅かす危険を生ずることがあるから、本人確認情報は、いずれもプライバシーに係る情報として、法的保護の対象となり（最高裁判所平成15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照）、自己情報コントロール権の対象となるというべきである。」（49～50頁）としている。

原告らも基本的にこのような考え方に立つものである。

### 3 住基ネットの行政目的の正当性と必要性について

#### (1) 大阪高裁判決の評価

大阪高裁判決は、2(2)(54～58頁)において、住基ネットが、住民サービスの向上や行政事務の効率化にほとんど役に立っていないこと、住基カードの発行枚数もきわめて低調であること、公的個人認証サービスの必要性に疑問があること、市町村にとって住基ネットの管理コストが大きな負担になっていることなどを認定しながら、「上記(1)認定の事実を併せて考えれば、住民サービスの向上及び行政事務の効率化に役立つところがあることも否定できないところであり、住基ネットの行政目的の正当性及び必要性は、これを肯認することができるというべきである。」(59頁)と結論づけている。

#### (2) 大阪高裁判決の評価の誤り

この点は、大阪高裁判決が、住基ネットそのものを否定することを回避するための詭弁である。否、「上記(1)認定の事実」が(2)の事実を覆すに足りる事情になっていないことは「上記(1)認定の事実」の内容からしてだれにも明らかなことであり、詭弁にさえなっていない。

すなわち、大阪高裁判決が指摘する「上記(1)認定の事実」のうちのア（住民サービスの向上、行政事務の効率化について）で取り上げている、(ア)（住民の転入・転出手続の簡便化）は、(2)(ア)において事実によって否定されており、自治体における送信の手間それ自体はきわめて単純化されたが、住基ネットを常に正常に使用できる状態に維持するために様々な負担を強いられるのであり、明らかな負担増になっている。

(イ)（住民票の不要化）については、市町村の重要な収入源である住民票発行手数料が失われることが何ら考慮されていない。住基ネットはどこよりも市町村にとって最も維持管理負担が重くなっている自治事務なのであるから、他方で市町村の重要な収入がなくなることにも配慮すべきであるのに、何ら配慮していない。

(ウ) (年金受給者の現況届等の事務削減) は、主に国の行政事務の簡易化であり、市町村のそれではない。国が責任と費用をすべて負担する仕組みにするのであれば、この点を加点事情として考慮するのはよいが、自治事務としての住基ネットの必要性を考えるとときに重視すべき点ではない。

(エ) (恩給受給権調査) は上記(ウ)と同様である。

(オ) (行政手続オンライン化) で示されている内容が現実のものになっているわけではない。パスポート申請は10年に1度で足りるし、10年後のパスポート申請手続が現在と同じかどうかもわからない。そのようなことに利便性を実感することはできない。サラリーマンには源泉徴収がなされているから、それ以外の、日本国籍を有する個人事業主が所得税の確定申告をするときにだけ使える仕組みが国民にとって利便性が高いものとは到底言えない。

イ (電子政府・電子自治体) では、大阪高裁判決は「住基ネットは、ネットワーク社会における本人確認手段として、上記のような電子政府・電子自治体の基盤となる最も重要なシステムとして位置づけられている。」(54頁) と評価しているが、大阪高裁判決はデータマッチングの危険性を何よりも問題だと考えているはずである。そうだとすれば、上記の点を住基ネットを積極的に評価する事情として採用するのは論理矛盾である。また、そもそも住基ネットの法制化は政府が「電子政府」「電子自治体」を言い出す前のことであり、住基ネットを法制化してしまったあとの宣伝文句でしかない。自治ということをリアルな現実として捉えるなら、電子自治体を志向するかどうか、どのような電子自治体をいつ実行するかは、各自治体の責任において決めるべきことであって、一時期に国が「上」から一方的に決めることではない。自治をリアルに捉えるなら、経営破たんして成人式に1万円しか出せない夕張市が年間数百万円を住基ネットに支出している現実、自治の否定以外の何ものでもない。

ウ (公的個人認証サービス) も、住基ネットの活用法があまりにもないことから、後から考え出された活用法であり、今後、利用度が高まる可能性はない。なぜなら、

ネットワーク上の個人（企業）認証は、それを必要とする者同士の間だけで構築すればよいものであって、特定の認証局の特定のルールに従う必要性がないからである。こんなことは公的個人認証制度を創る前から判り切ったことである。「公的」とすることにより多くの利用者が集まると考えること自体、コンピュータネットワーク社会を理解していないものの発想である。

### (3) 社会的影響の大きさに対する配慮？

大阪高裁判決がデータマッチングについて慎重な検討をしていることと対比すると、「上記(1)認定の事実」はあまりにも雑な認定である。これは、大阪高裁判決が、住基ネットそのものの正当性と必要性を否定することによる社会的影響の大きさに萎縮した結果としか考えられない。

## 4 住基ネットによる本人確認情報漏えいの危険性について

### (1) 大阪高裁判決の評価

大阪高裁判決は、技術的側面でも人的側面でも、「現時点において、住基ネットのセキュリティが不備で、本人確認情報に不当にアクセスされたりして、同情報が漏えいする具体的危険があるとまで認めることはできない。」(74頁)と結論づけている。

### (2) 大阪高裁判決の評価の誤り

しかし、住基ネットは全国の市町村をネットワーク化している自治事務なのであるから、一般論によってセキュリティの万全性を説明することはできない。ネットワークに参加しているすべての自治体についてセキュリティが保証されなければ意味がない。大阪高裁判決にはこの点の証明がない。

判決がいう「不当なアクセス」についても、それが正当な業務なのか正当な業務を装ってなされたものなのかの判別がつかない以上、不当なアクセスがなされるお

それなどない、と言ってみたところで何の意味もない。

#### 5 住基ネットによるデータマッチング等の危険性について

大阪高裁判決の指摘するとおり、法律や条例によるとはいえ、本人確認情報の利用範囲は無限に広がる可能性があり、その場合、住民票コードはデータマッチングや名寄せに極めて有効であり、本人の知らないところで無限に利用されるおそれがある。とくに、「住基ネットの運用について、データマッチングや名寄せを含む目的外利用を中立的立場から監視する第三者機関は置かれていない」（82 頁）という指摘は重要である。

#### 6 住民の慰謝料請求権について

大阪高裁判決は、「被控訴人らの各市長において、改正法の控訴人らに対する適用が憲法に違反する無効のものであることを認識し得たとは認められないから、被控訴人らの各市長の行為が国家賠償法上違法であるとは認められない。」（86 頁）と結論づけている。

しかし、大阪高裁判決は、住基ネットが市町村の自治事務である点をまったく考慮していない。そもそもこの判決には自治事務としての住基ネットの憲法上ないし法律上の位置づけがなされていない。

自治事務の運用を変更するに当たっては、各市町村はそれぞれの実情を踏まえて実行可能な変更を行うべきである。地方自治体は、企業のように失敗したら消滅すればよいという存在ではない。重大な失敗により自治体財政を破綻させてはならないのである。

住基ネットが自治事務であるということは、それが自分の自治体と住民にとってどれだけのメリットがあるか、そのメリットのために自治体がどのような負担を負うことになるのかを慎重に検討しなければならない。自治体にとっても住民にとってもほとんどメリットのない制度変更（およそ全くメリットのない政策などない。）

はすべきではないのである。市町村が望みもしないコンピュータネットワークシステムを官僚が勝手に法制化しようとしているのであれば、その法制化に反対するのが自治体の責任であるし、法制度化されてしまったら、自分の自治体だけでも合法的に参加しないで済む方法を検討し実行可能であれば実行すべきであるし、法制度の存在そのものが重大な支障になるのであれば、法制度の廃止のために努力すべきである。

日本の住基ネットを真似ようとする国は世界中どこにも存在しない。それは大阪高裁判決も指摘するプライバシー保護の観点からあまりにも問題が重大だからである。その上、膨大な無駄である。住基ネットの存在は延々と公費の無駄遣いを続けるだけのことである。「毎年1円の得をするから、毎年1万円の出費をしないか？」と問いかけられたときに、「1円でも得は得だ」としてこれに応じる者がいるはずがない。住基ネットはその手のものでしかない。このような住基ネットの違憲性、違法性は最初から明白であり、分かりきっていたことである。ただ、政府や自治体がこれまでその現実から眼をそらせて来ただけである。

このような出鱈目で危険な制度を市長が運用し続ける無責任ぶりについて、自治体が国賠法上の責任を住民に対して負うべきは当然である。

以上